

## 障害者生産活動支援事業費補助金交付事業 Q&A

Q1 アドバイザー事業で招聘するアドバイザーは誰を選任してもよいか。

A アドバイザーは事業所の課題等をもとに事業所で選任していただきますが、申請事業者と資本関係にある者や申請事業者の代表者、職員の親族等をアドバイザーに選任することはできません。課題を踏まえて、適切な専門家を選定してください。申請時に課題等を踏まえた選定理由をもとに審査させていただきます。適当と認められない場合は、補助金の交付が受けられません。

なお、当課のホームページにアドバイザーの活用事例を掲載しておりますので、参考にしてください。

Q2 生産活動を行っている就労移行支援事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターは対象とならないのか。

A 対象とならない。本事業は生産活動に係る平均工賃等を障害福祉の基本報酬の算定指標としている就労継続支援事業所を支援することを目的としている。

Q3 多機能型事業所で就労継続支援 A 型と B 型を運営している場合、それぞれのサービスごとに申請することは可能か。

A 可能である。

Q4 1 法人で複数の就労継続支援事業所を運営する法人が、運営する複数の就労継続支援事業所に関して当該補助金を申請する場合、補助金交付申請書は申請する就労継続支援事業所ごとに提出する必要があるか。

A 貴見のとおり。

Q5 ハード事業、ソフト事業の具体例を示すことは可能か。

A 3 ページ「参考資料 1」のとおり。

Q6 補助金の申請に不慣れで、補助率や補助上限額の考え方がイメージしづらい。

A 3 ページ「参考資料 2」にケース別の事例を作成したので参照されたい。

Q7 就労継続支援 A 型事業所については、賃金向上計画の作成が必須となっていないため、計画を策定していないが、本補助金は、補助金の交付申請に当たって工賃（賃金）向上計画の提出を要件としている。つまり、就労継続支援 A 型事業所については、補助金の交付申請に当たって賃金向上計画を策定し、提出しなければならないのか。

A 貴見のとおり。なお、賃金向上計画の様式は、当課ホームページに掲載しているので、当該様式において計画を策定いただきたい。

Q8 本補助金は、ハード事業としてホームページの製作や改修が補助対象経費となりうるとされているが、例えば、販路拡大及び工賃向上に資するようなアプリケーションの開発に要する費用は、ハード事業の対象となりうるか。

A ホームページの整備・改修等に要する経費については、事業実施に要する費用等を考慮し、ハード事業としているところだが、アプリケーションの開発等に要する経費についても、事業所を利用する利用者の工賃（賃金）向上に資すると認められる事業であり、原則 1 件の取得価額が 10 万円以上で、概ね 1 年以上使用できるものであれば、別表第 1 の※ 5 中の「ホームページ等を整備するもの」に該当し、ハード事業の対象となりうる。

Q9 県が補助金交付申請書を受け付けた後、交付決定までの期間は、およそどれくらいかかるのか。

A 交付申請書の補正箇所の有無等により、交付決定までに要する時間が変わってくるため、期間を一概に示すことは難しいが、仮に、受け付けた交付申請書に補正点が無く、要綱の要件等を順守しているものであれば、交付申請書受付後、最短でも 7 営業日程度は要すると考えている。

Q10 商品・サービスの新たな生産・提供方式の導入に関する取組で、1 件あたりの取得価額が 10 万円未満の物品等の購入は、ハード事業及びソフト事業のどちらに該当するのか。

A ハード事業の定義中に、「原則 1 件の取得価額が 10 万円以上」という要件があるため、原則として 1 件の取得価額が 10 万円未満の物品等については、設備・機器等及びホームページ等を整備するものであっても、ソフト事業に該当する。

Q11 アドバイザーの招聘に要する経費は、講師へのお土産代も対象となるか。

A アドバイザーの招聘に要する経費は委託料、謝金、旅費を対象としているため、飲食費やお土産代は対象外。

Q12 アドバイザーの招聘に要する経費の中で、1 回当たりの謝金の上限額（4 時間未満の場合は 30,000 円以内、4 時間以上の場合は 50,000 円以内）は税込みの金額か。

A 貴見のとおり。

**【本事業に関する問い合わせ先】**

高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課  
就労支援担当 蒲原・岩崎

tel:088-823-9560 fax:088-823-9260

mail:060801@ken.pref.kochi.lg.jp

